



# 熊本県公報

第 1 2 6 6 3 号

平成 29 年 10 月 10 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域変更……………(道路保全課) 1
- 道路の区域変更……………( // ) 1
- 道路の使用開始……………( // ) 2
- 道路の使用開始……………( // ) 2
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(高齢者支援課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定……………( // ) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( // ) 4

### 公 告

- 県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………( // ) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………( // ) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………( // ) 5
- 土地改良区定款変更の認可……………(農村計画課) 6
- 土地改良区定款変更の認可……………( // ) 6
- 公共測量の実施……………(監理課) 6
- 公共測量の実施……………( // ) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請……………( // ) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請……………( // ) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請……………( // ) 8

### 登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催 (公共事業再評価監視委員会) 9

## 告 示

### 熊本県告示第 8 7 8 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市赤水字涌上り 1 1 6 番 3 地先から 阿蘇市赤水字山西 2 4 番地先まで	前	7.0 ～ 10.5	391.6	交差点 改良
			後	7.0 ～ 33.0		

#### 2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

### 熊本県告示第 8 7 9 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市車埴坂ノ下字坂ノ下西 4 1 9 番 3 地先から 同所 6 0 9 番 9 地先まで	前	5.4 ～ 19.4	222.4	道路改良
			後	9.2 ～ 20.6		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県告示第 8 8 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市小池字前田 4 5 6 番 1 地先から 阿蘇市小池字長尾 4 0 9 番 2 地先まで	120.0	激特（輪中堤 2）

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県告示第 8 8 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字古巢 1 3 2 番 1 地先から 天草市河浦町宮野河内字住吉 3 9 0 番地先まで	220.2	広域連携交付金

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県告示第 8 8 2 号

宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 小坂地区（インター団地）造成宅地防災区域

上益城郡御船町大字小坂字西八竜 2 3 2 1 番 2、2 3 2 1 番 3、2 3 2 1 番 4、2 3 2 1 番 5、2 3 2 2 番 2、2 3 2 2 番 3、2 3 2 2 番 4、2 3 3 0 番 1、2 3 3 0 番 3、2 3 3 0 番 5、2 3 3 0 番 6、2 3 3 0 番 7、2 3 3 0 番 8 の一部（次の図に示す部分に限る。）、2 3 3 0 番 9 の一部（次の図に示す部分に限る。）、2 3 3 0 番 1 0 の一部（次の図に示す部分に限る。）、2 3 3 3 番 2、2 3 3 3 番 4、2 3 3 3 番 5、2 3 3 3 番 7、2 3 3 1・2 3 3 2 番合併、2 3 3 3 番 1、2 3 5 1 番、2 3 5 2 番、2 3 5 3 番、2 3 5 4 番、2 3 5 5 番、2 3 9 5 番、2 3 9 6 番、2 3 9 7 番、2 3 9 8 番 1、2 3 7 1 番 1、2 3 7 2 番 1、2 3 7 3 番 1、2 3 7 3 番 2、2 3 7 4 番 1、2 3 9 4 番 1、2 3 9 8 番 1、2 3 9 9 番 1、2 4 0 0 番 1、2 4 0 0 番 2、2 4 0 1 番 1、2 4 0 2 番 1、2 4 0 4 番 1、又 2 4 0 9 番 1、2 4 1 0 番 1、2 4 1 1 番 1、2 4 1 2 番、2 4 1 3 番 1、2 3 5 1 番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、2 3 9 5 番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

上益城郡御船町大字小坂字免ノ鼻2224番2、2224番6、2224番7、222  
 4番8、2224番15、2224番4、22251番5、22251番6、22251番7、22251番  
 2251番3、2251番9、2251番10、2251番11、2251番12、2251番13、  
 2251番14、2251番15、2251番16、2251番17、2251番18、  
 2251番19、2251番20、2251番21、2251番22、2251番23、  
 2251番25、合併、2251番24、2251番26、2251番27、2251番2  
 8、2251番29、2251番30、2251番31、2251番32、2251番3  
 3、2251番34、2251番35、2251番36、2251番37、2251番3  
 8、2302番1、2302番2、2307番1、2307番2

2 小坂地区(フジワ団地)造成宅地防災区域  
 上益城郡御船町大字小坂字免ノ鼻2257番2、2257番3、2257番5、225  
 7番8、2257番13、2257番14、2257番15、2257番16、2257  
 番17、2257番20、2257番21、2257番22、2257番23、2257  
 番24、2257番25、2257番26、2257番27、2257番28、2257  
 番30、2257番31、2257番32、2257番33、2257番34、2257  
 番35、2257番36、2257番37、2257番40、2257番41、2257  
 番42、2257番43、2257番44、2257番46、2257番47、2257  
 番48、2257番49、2257番50、2258番2

上益城郡御船町大字小坂字下日焼2448番、2449番1の一部(次の図に示す部分  
 に限る。)、2449番2、2449番3、2449番4、2449番5、2449番6、  
 2449番7、2449番11、2449番12、2449番13、2449番14、2  
 449番15、2449番16、2449番17、2449番22、2449番23、2  
 449番25、2449番26、2449番27、2449番28、2449番29、2  
 449番30、2449番31、2449番32、2449番33、2449番34、2  
 449番35、2449番36、2452番2、2453番2、2454番、2458番2、  
 2461番2、2465番2、2467番2、2470番2、2470番6、2470番  
 7、2470番8、2470番9、2470番10、2470番11、2470番12、  
 2472番1、2474番2、2477番2、2480番2、2481番2、2493番  
 2、2496番2

上益城郡御船町大字小坂字西居屋敷2731番、2733番、2734番2、2735  
 番2、2731番地先の一部(次の図に示す部分に限る。)

3 滝尾地区(玉虫住宅北ブロック)造成宅地防災区域  
 上益城郡御船町大字滝尾字谷ノ口6243番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、6  
 243番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、6243番5の一部(次の図に示す部分  
 に限る。)、6243番6、6243番7、6243番8、6243番9、6243番10、  
 6243番11、6243番12、6243番13、6243番14、6243番15、  
 6243番17、6243番19、6243番20、6243番21、6243番22、  
 6243番23、6243番24、6243番25、6243番27の一部(次の図に示  
 す部分に限る。)、6243番28の一部(次の図に示す部分に限る。)、6243番32、  
 6243番34、6243番49、6243番50、6243番51、6243番52、  
 6243番53

上益城郡御船町大字滝尾字上ノ釣6257番1の一部(次の図に示す部分に限る。)  
 6257番3、6257番4の一部(次の図に示す部分に限る。)、6257番6、625  
 7番7、6257番8、6257番9、6257番10、6257番11、6257番1  
 2、6257番13、6257番14、6257番15、6257番16、6257番1  
 7、6257番18、6257番19、6257番20、6257番21、6257番2  
 2、6257番23、6257番24、6257番25、6257番26、6257番2  
 7、6257番28、6257番29、6257番30、6257番31、6257番3  
 2、6257番33、6257番34、6257番35、6257番36、6257番3  
 7、6257番38、6257番39、6257番40、6257番41、6257番4  
 2、6257番46、6289番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、6257番1地  
 先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

4 滝尾地区(玉虫住宅南ブロック)造成宅地防災区域  
 上益城郡御船町大字滝尾字六反田6486番1の一部(次の図に示す部分に限る。)

5 滝尾地区(御船台団地)造成宅地防災区域  
 上益城郡御船町大字滝尾字山中6176番1、6176番2、6176番3、6176  
 番4、6176番5、6176番6、6176番7、6176番8、6176番9、61  
 76番10、6176番11、6176番12、6176番13、6176番14、61  
 76番15、6176番16、6176番17、6176番18、6176番19、61  
 76番20、6176番21、6176番22、6176番23、6176番24、61  
 76番25、6176番26、6176番27

上益城郡御船町大字滝尾字駒帰6523番4の一部(次の図に示す部分に限る。)、65  
 23番5、6523番6、6523番7、6523番8、6523番9、6523番10、

6 5 2 3 番 1 1、6 5 2 3 番 1 2、6 5 2 3 番 1 3、6 5 2 3 番 1 4、6 5 2 3 番 1 5、  
 6 5 2 3 番 1 6、6 5 2 3 番 1 7、6 5 2 3 番 1 8、6 5 2 3 番 1 9、6 5 2 3 番 2 0、  
 6 5 2 3 番 2 1、6 5 2 3 番 2 2、6 5 2 3 番 2 3、6 5 2 3 番 2 4、6 5 2 3 番 2 5、  
 6 5 2 3 番 2 6、6 5 2 3 番 2 7、6 5 2 3 番 2 8、6 5 2 3 番 2 9、6 5 2 3 番 3 0、  
 6 5 2 3 番 3 1、6 5 2 3 番 3 2、6 5 2 3 番 3 3、6 5 2 3 番 3 4、6 5 2 3 番 3 5、  
 6 5 2 3 番 3 6、6 5 2 3 番 3 7、6 5 2 3 番 3 8、6 5 2 3 番 3 9、6 5 2 3 番 4 0、  
 6 5 2 3 番 4 1、6 5 2 3 番 4 2、6 5 2 3 番 4 3、6 5 2 3 番 4 4、6 5 2 3 番 4 5、  
 6 5 2 3 番 4 6、6 5 2 3 番 4 7、6 5 2 3 番 4 8、6 5 2 3 番 4 9、6 5 2 3 番 5 0、  
 6 5 2 3 番 5 2、6 5 2 3 番 5 3、6 5 2 3 番 5 4、6 5 2 3 番 5 5、6 5 2 3 番 5 6、  
 6 5 2 3 番 5 7、6 5 2 3 番 5 8、6 5 2 3 番 5 9、6 5 2 3 番 6 0、6 5 2 3 番 6 1、  
 6 5 2 3 番 6 2、6 5 2 3 番 6 3、6 5 2 3 番 6 4、6 5 2 3 番 6 5、6 5 2 3 番 6 6、  
 6 5 2 3 番 6 7、6 5 2 3 番 6 8、6 5 2 3 番 6 9、6 5 2 3 番 7 0、6 5 2 3 番 7 1、  
 6 5 2 3 番 7 2、6 5 2 3 番 7 3、6 5 2 3 番 7 4、6 5 2 3 番 7 5、6 5 2 3 番 7 6、  
 6 5 2 3 番 7 7、6 5 2 3 番 7 8、6 5 2 3 番 7 9、6 5 2 3 番 8 0、6 5 2 3 番 8 1、  
 6 5 2 3 番 8 2、6 5 2 3 番 8 3、6 5 2 3 番 8 4、6 5 2 3 番 8 5、6 5 2 3 番 8 6、  
 6 5 2 3 番 8 7、6 5 2 3 番 8 8、6 5 2 3 番 8 9、6 5 2 3 番 9 0、6 5 2 3 番 9 1、  
 6 5 2 3 番 9 2、6 5 2 3 番 9 3、6 5 2 3 番 9 4、6 5 2 3 番 9 5、6 5 2 3 番 9 6、  
 6 5 2 3 番 9 7、6 5 2 3 番 9 8、6 5 2 3 番 9 9、6 5 2 3 番 1 0 0、6 5 2 3 番 1 0  
 1、6 5 2 3 番 1 1 3、6 5 2 3 番 1 1 4、6 5 2 3 番 1 1 5、6 5 2 3 番 1 1 6、6 5  
 2 3 番 1 1 7、6 5 2 3 番 1 1 8、6 5 2 3 番 1 2 1、6 5 2 3 番 1 3 0、6 5 2 3 番 1  
 3 1、6 5 2 3 番 1 3 3、6 5 2 3 番 1 3 4、6 5 2 3 番 1 3 5、6 5 2 3 番 1 3 6、6  
 5 2 3 番 1 3 0 番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

6 辺田見地区造成宅地防災区域  
 上益城郡御船町大字辺田見字中原 1 8 0 0 番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
 （「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に  
 備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 8 8 3 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援  
 事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。  
 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
地方独立行政法人くまもと県北病院機構	公立玉名中央病院指定居宅介護支援事業所	玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 1 0 月 2 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 8 8 4 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サ  
 ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
地方独立行政法人くまもと県北病院機構	公立玉名中央病院訪問看護ステーション	玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 1 0 月 2 日	訪問看護

**熊本県告示第 8 8 5 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防  
 サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示  
 する。  
 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
地方独立行政法人くまもと県北病院機構	公立玉名中央病院訪問看護ステーション	玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 1 0 月 2 日	介護予防訪問看護

## 公 告

## 熊本県公告第 590 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の 保全	山鹿東地区 (割石工区)	平成 28 年 3 月 30 日	平成 29 年 5 月 30 日	熊本県

## 熊本県公告第 591 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名市岱明町庄山字中ノ尾 738 番 1 及び同 634 番 1 の一部  
4,800.78 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市南区日吉二丁目 10 番 1 号  
熊本トヨタ自動車株式会社

## 熊本県公告第 592 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字向野 1656 番 54  
236.74 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区兎谷一丁目 4 番 9 号 ローズヴィラ 102  
坂梨 主税  
坂梨 弥枝

## 熊本県公告第 593 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字松ノ本 1665 番 177  
333.30 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市御代志 1665 番 178  
上森 信二

## 熊本県公告第 594 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字宮園 1038 番 2  
370.01 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字上島 1888 番地 クラールライツ 501  
河原 和幸  
河原 まり

熊本県公告第 5 9 5 号

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区理事長中村金一から平成 2 9 年 9 月 1 4 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 9 年 1 0 月 2 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 5 9 6 号

熊本市に事務所を置く梅洞土地改良区理事長田中博文から平成 2 9 年 8 月 2 4 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 9 年 1 0 月 2 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 5 9 7 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により益城町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量・水準測量）	平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から 平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	上益城郡益城町地内

熊本県公告第 5 9 8 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により国土交通省九州地方整備局立野ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ）	平成 2 9 年 1 0 月 2 日から 平成 3 0 年 2 月 2 8 日まで	阿蘇郡南阿蘇村立野、菊池郡大津町畑

熊本県公告第 5 9 9 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。  
当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から同月 2 3 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山内 秀一	上益城郡嘉島町上仲間	上益城郡嘉島町大字上仲間字上屋敷 1 0 8 4 番
坂井 信房	上益城郡嘉島町井寺	上益城郡嘉島町大字井寺字坪取 1 1 6 0 番ほか 1 筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字井寺字荊田 2 3 4 2 番
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字上高原 1 番 5 8
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折 1 1 7 5 番ほか 1 3 筆
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字下七折 1 2 0 2 番 1 ほか 1 9 筆

2 申請年月日  
平成 2 9 年 9 月 2 5 日

**熊本県公告第 6 0 0 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から同月 2 3 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
白石 善博	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字横田字丸山 6 8 8 番 ほか 5 筆
松岡 敏則	阿蘇郡西原村宮山	阿蘇郡西原村大字河原字古閑 2 8 1 2 番 ほか 5 筆 〔一時利用地 阿蘇郡西原村大字河原字古閑 2 番 1 6 ほか 2 筆〕
林田 直行	阿蘇郡西原村宮山	阿蘇郡西原村大字宮山字日向 3 2 番 2 ほか 1 3 筆 〔一時利用地 阿蘇郡西原村大字宮山字日向 1 番 8 ほか 5 筆〕
福井 修	天草市新和町碓石	天草市新和町小宮地字下土蔵 1 6 4 3 番 1 ほか 2 筆
廣田 千佐子	天草市本町本	天草市本町本字前原 7 2 2 番 1

2 申請年月日

平成 2 9 年 9 月 2 8 日

**熊本県公告第 6 0 1 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から同月 2 3 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字唄原 1 4 2 2 番ほか 1 3 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字日渡 1 2 番 7 ほか 3 筆〕
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字日渡 1 5 6 7 番ほか 1 0 5 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字日渡 1 2 番 5 ほか 3 0 筆〕
寺本 一教	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 4 1 番ほか 3 7 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 1 番 5 ほか 9 筆〕
寺本 一教	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 2 3 番 1 ほか 1 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 4 番 8 〕
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪 7 0 6 番ほか 5 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字大坪 9 番 1 ほか 2 筆〕
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪 6 9 1 番 1 ほか 2 7 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字大坪 1 0 番 6 ほか 9 筆〕
百田 則子	荒尾市菰屋	荒尾市川登字唄原 1 3 9 6 番 1 ほか 9 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字新谷 5 番 7 ほか 3 筆〕

百田 則子	荒尾市菰屋	荒尾市川登字大坪 7 0 8 番ほか 1 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字上中楽 8 番 4〕
村上 浩昭	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 7 9 番ほか 7 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 0 番 9 ほか 6 筆〕
梶原 眞由美	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽 1 3 6 5 番ほか 1 7 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字唄原 7 番 6 ほか 1 筆〕
北村 芳敬	荒尾市菰屋	荒尾市川登字丹蔵 6 5 7 番ほか 3 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字日渡 1 4 番 6〕
高塚 和哉	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 2 8 番 1 ほか 3 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 0 番 1 0 の 2 ほか 1 筆〕
堀澤 一眞	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 2 5 番 1 ほか 1 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 0 番 1 1〕
西田 道子	荒尾市万田	荒尾市川登字後田 6 1 5 番 1 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 4 番 7〕
前川 孝一	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 4 6 番 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 9 番 6〕
村上 元一	荒尾市川登	荒尾市川登字新谷 1 2 7 0 番 1 〔一時利用地 荒尾市川登字新谷 4 番 7〕
山田 萬枝	荒尾市川登	荒尾市川登字池浦 1 3 0 7 番 〔一時利用地 荒尾市川登字池浦 4 番 1〕
森川 保雄	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽 1 3 3 3 番 1 ほか 7 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字日渡 1 4 番 1 ほか 1 筆〕
森川 大成	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 4 3 番 〔一時利用地 荒尾市川登字唄原 8 番 6〕
森川 大成	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽 1 3 3 8 番ほか 1 1 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字唄原 8 番 7〕

2 申請年月日  
平成 2 9 年 9 月 2 7 日

**熊本県公告第 6 0 2 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から同月 2 3 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉松 洵右	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡あさぎり町免田西字樋ノ上 3 4 5 6 番 1 ほか 7 筆

2 申請年月日  
平成 2 9 年 9 月 2 9 日



**登 載 依 頼****熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 3 号**

平成 29 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

平成 29 年 10 月 10 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成 29 年 10 月 16 日（月）  
午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議事  
平成 29 年度公共事業再評価対象事業について（詳細審議）
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
（1） 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の 30 分前から開始し、10 分前で終了します。  
（2） 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県農林水産部技術管理課）  
電話 096-333-2467